

第六章 低水準にある戦後の賃金

第一節 賃金推移の戦前戦後の比較

戦後の賃金は、既に戦時中より始まった統制経済の一環としての重要企業にたいする廣汎な国家補助や、戦後の急激なインフレーションのための資材の横流し、更に銀行融資の増大等によつて、企業の正常な再生産過程の内部より変らせられず、これら條件が戦後の賃金問題を過去のそれに較べて格段と廣範なものにした。戦前のわが国の賃金が完全な自由主義経済下における雇傭契約によるものでなかつたとしても、賃金は一般に労働に対する対價として支拂われるものであるといわれていたのである。それが戦時中より始まった実質賃金の低下と共に、賃金は生活給的色彩を濃くするにつれ労働との直接的關係が薄らぎ、それは労働者の或る程度の生活を保障するにすぎないという考えが表われたのである。これは戦後の先にあげた経済條件が加つて更に深まつたといえる。賃金或は賃金制度が如何にあるべきかを経済学上における賃金の本質から講ずることを別として、これが労働者の生活の再生産を保障すべきものであるか、或は労働に應じた企業の支拂能力の中で行わるべきものであるか等を主張の論據としているのは、むしろ冒頭にあげた如き現実の事態が問題をこのように提起したのであろう。そして昨年以来の生産の回復、資本利潤のかなりの増加等によつて後者の立場は強化されているのであるが、ここではまず戦前戦後の賃金の一般的推移より問題を述べることにする。

賃金の一般的推移を製造工業について見ると戦前昭和一〇年にたいして終戦の昭和二〇年において二・四倍、戦後昭和二一年九・七倍、昭和二二年四一倍、昭和二三年一〇四倍となつている。即ち賃金は戦時経済を通じて他の物價の上昇と共に昭和二〇年において既に約二倍半となつており、その後激化したインフレーションの影響によつて更に急上昇した。昭和二〇年を基準にしていえば、昭和二一年は四倍、昭和二二年は一七・一倍、昭和二三年は四三・三倍となり、戦後三年間に実に四〇倍以上の飛躍的な上昇を示している。しかし実質賃金の面から之を見ると、賃金の上昇は物價の上昇にたいして常に遅れており、昭和一〇年以來実質賃金は戦争を通じて漸減の傾向をたどつてきたのである。そして終戦後は激化したインフレーションと極度の生産の減退によつて、労働組合運動の廣範な復活にもかかわらず、実質賃金は更に非常に低下したのである。

実質賃金は名目賃金の購買力即ち物價にたいする比率を示すものであるが、物價の変動は消費品目によつて異つていただけでなく、戦後の勤労者の生活の極度の切り下げによつてその内容は、戦前と相当異つており、戦前戦後を通じて一本の一貫した物價の倍率を作成することは困難である。そこでここでは戦前昭和一〇年の生活内容を基準とし、これを一定した場合の物價の変動と、反対に戦後の各比較すべき時期における生活内容を一定と考えた場合の戦前にたいする物價の倍率を観察して生計費指数を二つの面から捕える。

実質賃金を前者の立場から見ると、先にも述べた如く名目賃金の戦前にたいする大幅の上昇があるにもかかわらず、昭和二二年七月においては昭和一〇年にたいしてわずかに一九%にすぎず、昭和二三年一一月において四七%という状態である。之を年平均について見ると昭和二二年の二四%から昭和二三年の三八%へと上昇したが、この実質賃金の仮位は、根本的には戦後のインフレーションと極度の生産の減退に帰すべきものである。しかしこのように低い賃金水準の回復も遅るものながら漸次向上に向い、昭和二三年に入つてからの上昇は特に顕著であつて一二月の一月にたいする増加は七四%に及んでいる。

名目賃金指数と対前年上昇率

名目賃金指数と対前年上昇率

昭和	製造工業の 賃金指数	製造工業	ガス電気 水道業	鉱業	交通業	商業
10年	100					
20年	241	241	197	343	255	
21年	969	402	366	369	365	
22年	4133	427	511	447	499	
23年	10422	252	260	255	266	286

(註) 毎月勤労統計労務者一日平均賃金の月別年間平均による。

昭和20年は昭和10年にたいする比率である。

次に実質賃金を後者の立場から観察すると昭和二二年平均において五八%,昭和二三年六七%となつてい
る。昨年一一月においては七七%であるから,この月における生活内容を戦前行つた場合に較べて,既に七
七%の実質購買力をもつに至つたことを意味しているが,先にも述べた如く戦前の生活内容を基準とした
場合の実質賃金はまだ四七%に過ぎない。この相違は戦前に較べて戦後の生活内容の変化を示している
ものであつて,生計費指数の点から之を見ると,前者の立場からは物債は二八七倍,後者のそれからは一七五
倍となり,戦前の生活を標準にとれば,そこにおいて物債が六一%にしか当らない消費品をもつて現在生活
しているのであつて,それでも尚戦前に較べて昨年一一月において七七%の購買力しかもつていないこと
を示しているのである。

実質賃金指数

実質賃金指数

昭和年月	工業労働者 一月平均 賃金	同指数	生計費指数		実質賃金指数	
			A	B	A	B
10年平均	円 40.06	100%	100%	100%	100%	100%
22年平均	21.53	4575	18865	7893	24	58
23年平均	45.48	9664	25148	14346	38	67
22年7月	16.24	3451	18055	7113	19	49
8	18.23	3871	17718	6775	22	57
9	19.14	4173	18129	7187	23	58
10	20.77	4414	18715	7767	24	57
11	22.91	4868	19618	8461	25	58
12	31.37	6666	20953	10054	32	66
23年1月	26.39	5608	21196	10267	27	55
2	27.06	5750	21923	11051	26	52
3	29.07	6177	22311	11433	28	54
4	33.61	7142	22863	12033	31	59
5	34.30	7310	22863	12360	32	59
6	40.07	8515	23468	13114	36	65
7	44.18	9388	26440	15635	36	60
8	49.96	10616	27710	16914	38	63
9	54.81	11647	27577	16781	42	69
10	60.03	12756	27049	16210	47	79
11	63.45	13483	28721	17534	47	77
12	82.80	17595	29624	18824	59	94

(註) 賃金は毎月勤労統計による。

昭和10年は就業日数25日で一日を一月平均賃金に換算。

昭和22年平均は7月～12月の平均。

生計費指数のAは戦前の消費品目別ウェイトを用いた物価指数であり、Bは戦後の消費品目別ウェイトを用いた物価指数である。

二三年における名目賃金の大幅上昇に対し、消費者実効物価の高騰が比較的緩慢であつたことに基因する。しかして名目賃金の上昇は主として原料、動力の好轉による労働生産性の向上によつており、更に六月七月の新公定価格の引上げによつて企業利潤は一層増加し、政府の赤字融資、補給金や企道内部資本の喰つぶしといった従来多くみられた不健全な賃金支拂方法の傾向は少なくなつてきている。

一方消費材生産や配給品の増加、農家その他勤労者以外の階層の購買力の減退によつて闇物価の上昇が横バイとなり、それが消費者実効物価の高騰傾向を鈍化し、これが実質賃金を大幅に上昇させる原因となつたのである。

(註) 安本國民所得調査室の資料から算出すれば分配國民所得中に占める勤労所得の比率は昭和二一年二六・九%、昭和一二二年三二・一%、昭和二三年三六・一%と増加している。しかしこれを戦前(昭和五・九

年平均)の四一%に比較すればその比率は未だ低い。

以上の如き名目賃金の急上昇を対前年上昇率について見ると,昭和二一年四倍,昭和二二年四・三倍,昭和二三年二・五倍となり,上昇率は昭和二二年を最高にして二三年は既にそれが非常に低下する傾向を示し始めている。そしてこの上昇率を産業別に見ると,昭和二〇年は昭和一〇年にたいして非常に不均衡であつて鉱業が特に高く,交通業製造工業が中間に位し,ガス電気水道業が低い。これが後に述べる産業間賃金格差の変動をもたらしているのであつて,この上昇率の不均衡性の傾向は昭和二一年,昭和二二年と拡大しているが,昭和二三年においては大した変化がなく,この点からも賃金の一應の安定化を看取することができる。

第六章 低水準にある戦後の賃金

第二節 戦後における賃金格差の諸問題

一、産業間の賃金格差の変化

産業間の賃金格差は短期間の現象としてはその時々を経済的條件に影響を受けても、一應安定した状態においては、結局産業間の平均的労働の相違に原因すると考えられる、そして之が労働者の構成、即ち性別、成年未成年別の構成を決定し、之等の賃金差が又産業間の賃金差となつて表われるのである。労働の相違の要素としては、労働時員労働の低級高級の程度、労働力の強度があげられるが、之等にたいする評価は時代と共に変化するものであり、且つ社会の慣習等によつて明らかに不合理な考え方が存在することもあるのである。

しかし以上の点は、戦後における特定の産業の異常な賃金の上昇の存在や、産業間賃金格差の全体的な縮少が現われているとはいえ、賃金水準の産業間順位は大体保たれている事実によつて一應証明される所である。

先にも述べた如く戦時経済によつて賃金の上昇率は産業間に非常な不均衡をもたらし、之が産業間賃金格差(産業別平均賃金の比率の開き)に大きな変化を與えた、戦前昭和一〇年における平均賃金の高さによる順位は、ガス、電気水道業が最高で、交通製造工業が中間に位し、鉱業は最低であつた、それが戦後昭和二一年においては順位は轉倒し鉱業が最高となり、製造工業が、交通業及びガス、電気水道業は最下位となつている。その後昭和二二年・昭和二三年と鉱業の最高位産業としての位置は変化はないが、ガス、電気水道業、交通業が中位となり、製造工業が最下位になつた。このように戦後における賃金の産業間における均衡は不安定であつて未だ一定した段階に達していないと考えられるが、産業間賃金格差の縮少が戦後の賃金の一つの特徴となつている。即ち昭和二〇年における最高と最低の間の賃金格差の開きは四二%であつたのが、昭和二一年二〇%、昭和二二年二二%、昭和二三年二四%となり、戦前に較べて戦後は約半分に過ぎない。

このような産業間の賃金順位の変更は、戦時経済を通じての産業構造の変化、基礎産業にたいする国家補償等によつており、又産業間賃金格差の縮少は戦後における一般的な低賃金への平準化のあらわれと考えられる。

しかし鉱業における賃金上昇の特殊性を度外視すれば、昭和二一年三%、昭和二二年一七%、昭和二三年二〇%と漸増し、戦前の三一%に及ばないが、漸次それに接近する傾向も表われている。

次にこれを製造工業について見ると、昭和一〇年において金属工業のそれに次いで機械器具工業が賃金水準が格段と高く、反対に紡織工業、製材及木製品工業が最低位工業に属していた。之を戦後について見ると金属工業が依然最高位にあり、紡織工業と製材及木製品工業が最下位にあることには変化がなく、印刷及製本業が戦後高位に属していることを除けば、製造工業部門内工業の順位は戦前の賃金格差体系を大体維持している。しかしそれら工業間の賃金格差の開きは非常に減少し、昭和一〇年の一二一%にたいして、昭和二一年八二%、昭和二二年六九%、昭和二三年八〇%となつている。之は戦前の高位産業の賃金の頭打ちによつてのものであつて、低位産業にたいする比率は既に戦前の状態にあり、今後実質賃金の向上と共に正常な賃金格差の状態に復歸するものと思われる。

産業間の賃金格差

年平均	製造工業	ガス・電気 水道業	鉱業	交通業	商業
昭和10	100%	131	89	101	
17	100%	113	142	95	
21	100%	99	117	97	
22	100%	117	122	114	80
23	100%	120	124	120	91

(註) 毎月勤労統計の労務者一日平均賃金による。

製造工業及び鉱業における賃金格差

製造工業及び鉱業における賃金格差

(製造工業平均にたいする比率)

年平均	金属工業	機械器具工業	化学工業	窯業及土石工業	紡織工業	製材及木製品工業	食料品工業	印刷業及製本業	その他の工業	金属鉱業	石炭鉱業	石油鉱業	その他の鉱業
昭和10	162	131	97	91	41	73	83	97	85	86	91	88	87
17	127	107	94	98	47	91	74	97	76	129	147	177	139
21	141	131	107	118	59	94	75	120	75	93	125	110	77
22	114	109	91	104	45	78	98	113	71	90	123	100	102
23	128	112	103	110	48	70	104	122	67	94	131	72	104

(註) 前表の註を参照。

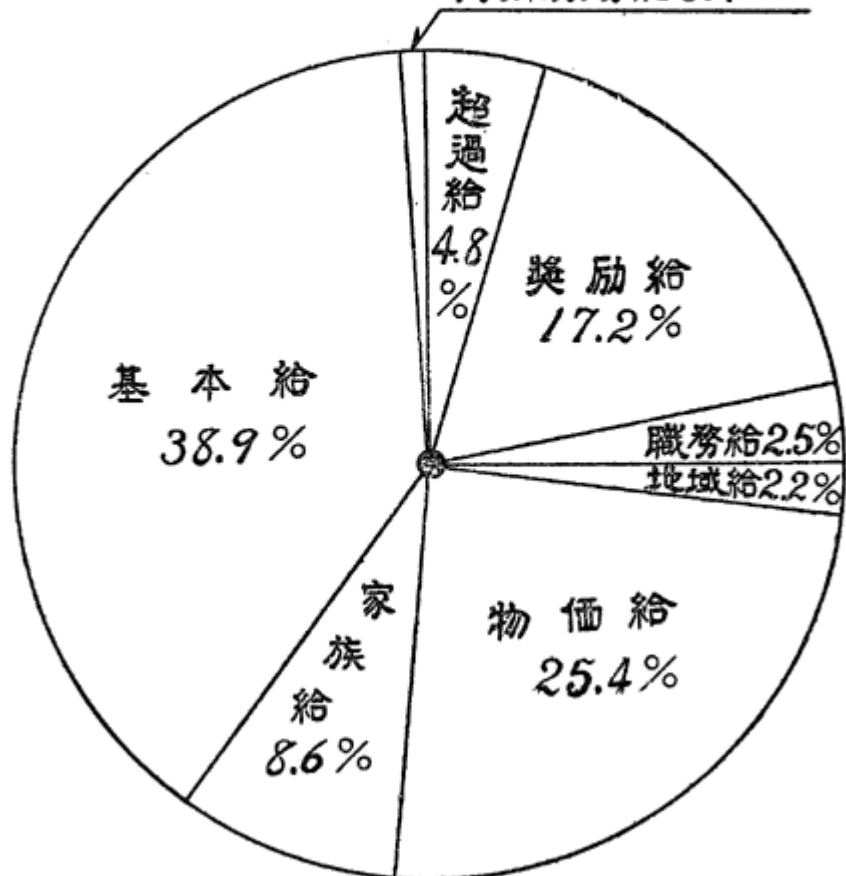
昭和10年は産業分類に完全には照應していない。

第三圖 製造工に於ける邦賃金構成比

第三圖 製造工業に於ける賃金構成比

昭和23年3月

特殊勤務給0.4%



第六章 低水準にある戦後の賃金

第二節 戦後における賃金格差の諸問題

二、賃金の地域的格差

賃金の地方差は一般に生活条件、物價や文化の程度の地方的な相違を反映して生じたものであるが、その程度は産業の種類、規模或は企業と地方経済との関係によつて違つていたので、それを單純に論ずることはできない、しかし比較する産業及び地方の範囲を充分大きくとればそこには平均的傾向が自ら現われる。製造工業について戦前の賃金の地方差を別表によつて見ると、東北地方が全国平均の六五%で特別低く北陸、東山、東海地方が八〇%、中国、四国地方が八八%、北海道地方が九四%であつて共に全国平均以下の地方であるのに反して、全国の最高は近畿地方の一〇一%之について九州地方の一〇四%、関東地方は一〇三%で全国平均をやや上廻つてゐるという順位にあつた。之を戦後昭和二一年について見ると、地域区分が變つて六大府縣が別になつてゐるが、賃金の地方別順位は戦前と變らない、しかし平均以下の地方の賃金の全国平均にたいする比率は何れも上昇し特に東北地方のそれは顯著な向上を示している。之に反して全国平均以上の近畿地方関東地方は六大府縣と分離しているので戦前と地方的な直接比較はできないがそれを考慮に入れて対比すると、若干下つてゐると考えられ九州地方は平均以上の賃金水準をもつていたのがそれ以下に下降している。従つて上のことは賃金の地方差の縮少、特に賃金の低位地方の比較的大きな上昇と之に反して賃金の高位地方の賃金の上昇の相対的な低下として現れ戦後の賃金構造の一つの特徴を示している。これは戦後の一般的な低賃金のための賃金の平均化の一つの現れと見られるが、一面では戦後急速に成長した労働組合の活動が、昭和二一年六月において都市だけでなく既に郡部においても組織されていたという事によつて説明される。そしてこの地方差縮少の傾向は昭和二二年、二三年についても大体持続し、七大府縣では若干更に相対的な低下が見られるのである。

戦前戦後賃金の地方差

戦前戦後賃金の地方差

昭和10年 6 月		昭和21年 6 月		昭和22年平均		昭和23年 平 均
全 國	100%	全 國	100%	全 國	100%	100%
		六大府縣	118	七大府縣	110	110
北 海 道	94	北 海 道	97	北 海 道	81	83
東 北	65	東 北	80	東 北		
関 東	103	関 東	90	関 東		
北 陸		北 陸				
東 山	80	信 越	78	中 部	86	83
東 海		東 海	91			
近 畿	111	近 畿	97	近 畿		
中 國	88	中 國	94	中 國		
四 國		四 國	87	四 國	97	98
九 州	104	九 州	85	九 州		

(註) 昭和10年、22年、23年は毎月勤労統計調査。

昭和21年は厚生省労政局賃金調査報告書。

算出基礎にした賃金は工業男子労務者のそれである。

以上述べたことはすべて名目賃金について観察したものであるが、現実には地方的に物價差が存在しているので、実質賃金の地方的相違は名目賃金の比較だけでは充分でない。しかし、このために必要な物價の地方差指数については、戦前は商工省の小売物價調査、戦後は統計局の消費者物價指数を利用して計算したものであるが、前者は全国で一三都市、後者は二八都市を調査しているにすぎず、共にこの目的のためには調査都市が少なすぎるのである。従つてここで出した実質賃金の地方差指数は不完全であるが一應の傾向を示しているものと見なせば、戦前において、中国四国地方が北海道地方より名目賃金は六%低いにもかかわらず、実質賃金ではやゝ高いことを除けば、実質賃金の地方別の高低の順位は名目賃金のそれと一致し、近畿、九州、関東が平均以上の地方であつて、中国、四国、北海道、北陸、東山、東海、東北がそれ以下の地方となつてゐる。そして東北地方は他に較べて格段と低く、最高の近畿地方に較べれば実質賃金はわずかに五八%にすぎない。これは該地方が農村地帯としてわが国で最も遅れた所であり、それがその地方の労働者の生活、従つてまた実質賃金の低位としても現われ、他方わが国の農村として進んでいるといわれる地帯に属する中国地方における実質賃金指数が東北地方のそれに較べて遙かに高いことと対照的である。要するに実質賃金の地方的相違は都市地方にたいして郡部が一般に低位にあつたのである。

労働組合組織率(推定)昭和21年6月

労働組合組織率
(推定)
昭和21年6月

六大府縣	39%
北海道	58
東北	45
関東	39
北陸信越	39
東海	34
近畿	42
中国	36
四国	37
九州	46

(註) 労働省労政局
昭和21年労働統計による。

戦前職後実質賃金指数の地方差

戦前戦後実質賃金指数の地方差

昭和 一〇年 六月			北 海 道	東 北	関 東	北 陸	東 山	東 海	近 畿	中 國	四 國	九 州
			91	63	100%		78		108	85		101
	A		80	66	100%		84		114	91		110
	B		102	95	100%		93		95	93		92
	C											
昭和 二二年 平均		七都 府大 縣	北 海 道	東 北	関 東		中 部		近 畿	中 國	四 國	九 州
		A	100%	74			78				88	
		B	100%	104			101				122	
		C	100%	71			77				72	
昭和 二三年 平均		A	100%	75			76				89	
		B	100%	85			87				107	
		C	100%	88			87				83	

(註) 毎月勤労統計による。賃金は前掲表を換算したものである。

A. 名目賃金指数、B. 実質賃金指数、C. 物価指数。

物価指数の昭和10年6月は商工省物価統計表(昭和9年)の都市別小賣物価を費目別固定ウェートによつて都市別に比較指数をつくり、更にそれを地方別に総合したものである。但し家賃は含まれていない。戦後の物価指数はCPIの地域差指数を総合した。

これにたいして戦後の賃金の地方差は二つの特徴をもっている。第一は昭和二二年までは戦前とは反対に都市よりも郡部の方がかつて実質賃金は高かったことであり、第二は二三年よりそれが再び戦前の状態に復帰し始めたと考えられることである。第一の点は、名目賃金の地域差が先にも述べた如く或る程度平均化したことによつて、それ以上に物価の地方差が、昭和二二年までは戦前に較べて遥かに大きかったことによつてである。所が昨年より食料の配給が増大したことや、購買力の相対的な低下によつてヤミにたいする生活上における依存度が小さくなつてきたこと等によつて、都市と郡部の物価差が縮少し、名目賃金の地方差は昭和二三年の状態を維持しているのにもかゝらず、実質賃金の郡部における高さは、中国、四国、九州地方を除いて既に大都市よりも低下し、ほぼ、戦前の程度にまで降下しているのである。従つて又このことから所謂賃金の地域差を考慮する場合、昨年以降においては第二の点として指摘したことに注意を拂う必要があろう。

賃金の地域差は個々の産業によつて異つていたので、以上の観察においては製造工業平均によつてその全体的な傾向を見たのである。戦前に較べて賃金の地域差が縮小していることは先に述べた通りであるが、次表の製造工業における地方による賃金差指標によつてもこの点が示されている。賃金の地方差が最も大きい産業は戦前ではガス、電気、水道業であつて、最も少ないのは鉱業であり、製造工業、交通業はその中間に属している。

之にたいして戦後の特徴は、ガス、電気、水道業の地方差が少なくなり、反対に鉱業の地方差が大きくなつて、その結果産業によつて相当違つていた地方差が殆どなくなつたという点である、賃金の平準化はこのよう

な形においても現われている。ガス、電気、水道業の地域差の縮少は戦前に較べて企業が合併拡大したことや、これに対応して戦後労働組合が全国的組織をもつたことであり、反対に鉱業の地方差の拡大は北海道と九州に他地方に較べて強力な労働組合が存在していることが一つの原因と考えられる。

製造工業において地域差の最も少ないものは食料品工業、窯業及土石工業、製材及木製品工業で、その最も大きいものは金属工業、印刷及製本業、機械器具工業である。化学工業、紡織工業は中間に属している。これは金属工業、印刷及製本業、機械器具工業が企業形態労働者の構成等において非常に高度のものから低位のものまでをもつていて、その相違が地方差となつて現われ、賃金の大きな地方差もそこに原因しているものと考えられる。これに反して食料品工業、窯業及土石工業、製材及木製品工業はその経営が地方的相違の少ないものであり、賃金面にもそれが反映しているものと思われる。戦後についてこの点を観察すると昭和二十一年は以上の如き戦前の状態と可成違つているが、今後経済の安定と共にこの性質は再び現われるものと想像されるのである。しかし先にあげた賃金の地方差の縮少は製造工業の各産業について大体妥当しているのである。

地方による賃金差指標

地方による賃金差指標

(地方別賃金の最低の最高にたいする比率)

	昭和10年 6月	昭和21年 6月	昭和22年 平均	昭和23年 平均
全産業	%	%	%	%
製造工業	59	66	74	75
ガス電気水道業	46	63	77	72
鉱業	88	54	51	65
坑内			65	73
坑外			68	58
交通業	63	54	86	83
乗務業			74	74
商				

(註) 毎月勤労統計による。

昭和10年と昭和21年の地方分類は相違しているので正確に對應しない。昭和21年は六大府縣が分離しているのでこれらの数字を若干高くして昭和10年と對比すべきである。

昭和22年と23年は地方分類が大きいので、数字を若干低くして、昭和21年と對比すべきである。

製造工業及び鉱業における地方による賃金差指標

製造工業及び鉱業にお
ける地方による賃金差指標

(地方別賃金の最低の
最高にたいする比率)

	昭和10年 6 月	昭和21年 6 月
	%	%
金 属 工 業	23	58
機 械 器 具 工 業	46	66
化 学 工 業	51	70
窯 業 及 土 石 工 業	68	60
紡 織 工 業	51	54
製材及木製品工業	61	60
食 料 品 工 業	76	70
印 刷 及 製 本 業	31	48
石 炭 鉱 業	86	52
金 属 鉱 業	72	54

(註) 毎月勤労統計による。
前表の註を参照。

第六章 低水準にある戦後の賃金

第二節 戦後における賃金格差の諸問題

三、賃金の男女差と年齢差

賃金の男女差は賃金の年齢差を考察する場合と同様に同じ職種について比較するのが至当であるが、長い歴史的な産物として男女間に大きな社会的地位の隔りがあり、之が又男女間の労働の相違を生んでいる。賃金の男女差を同一職種について問題とし得るためには、大量の女子労働者の存在と共に、女子労働の男子労働への接近進出があつて始めて成されるのである。戦前のわが国の産業における女子労働者は紡織工業に過半数存在していたのであるが、之が戦後非常に減少したのに反し、それ以外の産業においては女子労働者は戦前に較べて戦後増加した、しかし男子労働者との同一労働への進出は未だそれ程顕著だとはいえない。従つて賃金の男女差を考察する場合、それは男女の社会的地位の相違と、男女の労働の相違が加重されていることを注意すべきである。戦後の男女間の賃金差の縮少は女子の社会的地位の一般的な向上によることが多く、特に労働基準法や労働組合によつて廣範に取上げられた同一労働同一賃金の主張の結果だといえよう。従つて賃金の男女差の縮少はこれだけでは一應の限界があり、更に女子労働者の賃金の男子労働者のそれへの接近は男子との同一労働への進出がなければ困難であろう。

最初に男女間の賃金差を産業別に観察する六戦前において交通業、ガス、電気、水道業が格差が少く、鉱業が之につき、製造工業は特に低い、之は紡織工業における女子労働者の低賃金のためである。これにたいして戦後は何れも減少しているが、その程度は産業によつて異なり、且つ戦後の減少傾向と逆に戦前への復帰の傾向も見られる。昭和二三年を戦前と比較した場合最も顕著に減少しているのは交通業の一六%と、製造工業の一五%であつて、ガス、電気、水道業は二%、鉱業は一%となつて既に戦前と餘り変化が見られなくなっている。交通業における女子労働者賃金の顕著な上昇は昭和二二年以降においてであつて、製造工業におけるそれは、紡織工業におけるその向上によることよりもむしろ女子労働者数の戦前にたいする減少に原因していると考えられる。

之を更に製造工業について見ると昭和二三年を戦前と比較した場合、金属工業が一八%で特に高く機械器具工業が一%、窯業及土石工業が一〇%、印刷及製本業が八%、紡織工業は低く六%であつて、比較的労働組合の組織率の高い工業において男女の賃金差の縮少が見られるといえよう。

男子にたいする女子労働者賃金の格差

男子にたいする女子労務者賃金の格差

	全 産 業	製 造 工 業	水 道 ガ ス 、 電 氣 業	鉱 業	交 通 業	商 業
昭和10年	%	%	%	%	%	%
21		70	48	59	48	
22	54	57	41	54	50	54
23	53	55	46	58	32	56

(註) 毎月勤労統計の一日平均賃金の月別年平均による。

製造工業における男子にたいする女子労務者の賃金の格差

製造工業における男子にたいする女子労務者の賃金の格差

	金 属 工 業	機 械 器 具 工 業	化 学 工 業	窯 業 及 土 石 工 業	紡 織 工 業	製 木 製 材 品 工 業 及 業	食 料 品 工 業	印 刷 及 製 本 業	そ の 他 の 工 業
昭和10年	64	55	51	61	52	50	52	47	62
21	53	47	50	54	53	53	54	46	52
22	46	41	48	50	51	45	44	40	38
23	46	44	50	51	46	43	45	39	37

(註) 前表と同じ。

年令別男子にたいする女子労務者賃金の格差

**年令別男子にたいする
女子労働者賃金の格差**

		20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上
		%	%	
工 業	A	42	60	68
	B	42	56	54
	C	24	32	45
ガス・電気 水道業	A	35	45	58
	B	42	55	49
	C	14	16	45
鉱 業	A	51	58	56
	B	41	47	52
	C	40	47	49
交 通 業	A	16	37	55
	B	10	19	38
	C	10	28	50

(註) A. 昭和11年統計局第5回労働統計實地調査報告による。

B. 昭和21年4月厚生省勤労者給與状況調による。

C. 同上昭和21年10月。

賃金の男女差は先にも述べた如く同一職種について検討するのが妥当なのであるが、以上において産業別に観察したものを更に年齢別に考察すれば、これに一步近づいた方法だといえる。それは一定の産業の一定年齢にたいしては男女別の労働が一應限定されることになり、比較すべき男女間賃金の対象となる職種が確定してくるからである。別表によつて之を見ると、先ず年齢の上昇と共に男女間賃金差が大きくなり、男女間の労働の質の隔りが年齢と共に大きくなることを明かに表わしている。そして戦前と戦後昭和二年一〇月についてその縮少の程度を見ると、工業において二〇歳以上三〇歳未満が二八%で最も大きく、三〇歳以上が二三%、二〇歳未満が一八%となつている。この二〇歳以上三〇歳未満の年齢段階において男女間の賃金差が最も縮少されたことは、ガス、電気、水道業についても妥当しており、この年齢における女子労働者の相対的に高い賃金の上昇を示している。賃金の年齢差の項において述べられる如く、男女別々にはこの年齢段階における賃金の上昇は相対的に低いのであるが、女子においては男子に較べてそれ程顯著に低くないということは、賃金の生活給的性格を現わしているといえよう。

製造工業における男子にたいする女子労働者賃金の格差

製造工業における男子にたいする女子
労務者賃金の格差

		20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上
		%	%	%
金 属 工 業	A	38	58	65
	B	22	38	58
	C	17	40	43
機 械 器 業	A	25	48	58
	B	22	44	44
	C	18	34	43
化 学 工 業	A	30	43	61
	B	24	26	45
	C	15	17	42
窯 業 及 土 石 工 業	A	29	53	64
	B	39	28	53
	C	43	35	48
紡 織 工 業	A	27	44	56
	B	17	37	59
	C	17	47	43
製 材 及 木 製 品 工 業	A	28	58	63
	B	22	53	47
	C	23	50	53
食 料 品 工 業	A	19	36	52
	B	24	44	54
	C	54	43	71
印 刷 本 及 製 本 業	A	26	45	63
	B	0	27	58
	C	19	31	22
そ の 他 業	A	22	53	66
	B	43	40	52
	C	33	15	36

(註) 前表の註を参照。

地方別男子にたいする女子労務者賃金の格差

地方別男子にたいする女子労務者賃金の格差

昭和10年6月		昭和22年平均		昭和23年 平均
	%		%	%
全 國	70	全 國	56	55
		七大府縣	51	52
北海道	66	北海道	54	54
東北	67	東北		
関東	65	関東		
北陸				
東山	68	中部	54	50
東海				
近畿	71	近畿		
中国		中国		
四国	69	四国	59	58
九州	71	九州		

(註) 毎月勤労統計による。
工業労務者一日平均賃金。

職種別賃金比較表

職種別賃金比較表

		繊維女工	鑄造工	製本男工
昭和10年平均	A	円 0.83	円 3.41	円 2.62
昭和23年11月	B	円 2,854	円 8,421	円 7,863
指 数	A	24	100	77
	B	34	100	93
	A	32	130	100
	B	36	107	100

(註) A. 商工省賃金調査(東京市)
B. 東京基準局職種別労働者給与調査。

次に男女間の賃金差を地方別に見ると戦前戦後共に都市と郡部による一定の相違は存在していない。しかし地方別の賃金格差は戦後若干狭まっているのが見受けられる。

なお最後に十分な資料がないが男女間の賃金差を職種的に観察すると、男子労務者にたいする紡織女工の相対的な賃金の上昇が別表によつて示されている。勿論戦前に較べて戦後金属工業の賃金が頭打ちをしており、反対に印刷製本業が相対的に賃金が上昇していることを考慮する必要があるが、その場合でも以上の事柄は成立していると考えられる。

賃金が如何なる基準で決定されていても、賃金が労働者の生活費として結局は使用されている以上、賃金と労働者の生計上の地位即ち男女、成年未成年との間には一定の関係があるのは当然である。従つて賃金と年齢との関係も先ずこのような点から観察される。しかし他方賃金は職能的にも決定されているのであつて、年齢と能率、熟練度或は年齢と職種の関係が存在し、これが又年齢と賃金との関係を規定している。後者の観点からすれば、同じ職種の労働者について、年齢或は男女の相違によつて賃金が如何に違つているかを検討すべきであつて、賃金の年齢差、男女差もこのような方法で見ることがあろう。

年齢別の平均賃金を以上二つの観点から分析すれば、賃金は生活給的な性格と職能的能率的な性格とに分割して考慮され、年齢別の賃金水準の分布はこれら両性格の賃金の中で占める割合に従つて決定せられているものと考えらるべきである。

能率給的色彩の強い賃金においては年齢と共に賃金は上昇するが、その職種を最も能率的に行うために必要な経験年数に対応する年齢に達すれば、賃金の上昇は行われず、これ以上の年齢においては逆に賃金は低下する。そのような賃金にたいして一定の限界となるような年齢は職種によつて異なり、又一定の社会における労働者の労働にたいする平均的な訓練度や平均的な肉体力によつても変るのであるが、種々なる職種或は産業における、そのような年齢の平均値も一應存在するのである。これに反して生活給的色彩の強い賃金においては、先と同様に賃金は年齢と共に上昇するが、一般にそれが一定の限界に達する年齢は、能率給的賃金において現われたものよりも遥かに高い筈である。

現実の賃金の年齢分布は従つてこれら二つの特徴をその割合に従つて現わしているものであろう。しかしここで注意すべきことは、生活と賃金は相互関係にあり、生活が賃金を決定していると共に、逆に賃金が生活を規制しているのであつて、所謂生活給という概念もそれを固定したもめとして考察すべきではなく、その内容は常に変化し、積極面が多分にあるという点である。

年令別労務者賃金比較表

年令別労務者賃金比較表
(20歳以上30歳未満にたいする比率)

産 業	年 月	男 子		女 子	
		20歳未満	30歳以上	20歳未満	30歳以上
工 業	A	52	138	76	112
	B	58	162	77	169
	C	62	151	82	143
	D	66	148		
	E	66	146		
ガス、電気 水道 業	A	62	147	73	112
	B	60	167	76	189
	C	69	178	70	116
	D	77	123		
	E	65	171		
鉱 業 及 土石採取業	A	72	105	82	110
	B	72	128	79	117
	C	80	130	91	124
	E	76	118		
交 通 業	A	63	136	84	97
	B	64	160	70	122
	C	68	163	85	114
	E	73	147		
商 業	E	67	199		

(註) A 昭和11年内閣統計局第5回労働統計實地調査報告より
算出

B 昭和21年4月 } 厚生省勤労者給与状況調
C 昭和21年10月 }

D 昭和22年11月 } 労働統計調査局において毎月勤労統計
E 昭和23年3月 } 調査より計算

製造工業における年令別労務者賃金比較表

(註) 前表の註を参照

工 業	年 月	男 子		女 子	
		20歳未満	30歳以上	20歳未満	30歳以上
金 属 工 業	A	53	142	80	118
	B	59	177	73	119
	C	62	151	86	136
	E	69	144		
機 械 工 業	A	51	154	73	123
	B	55	158	77	159
	C	61	149	76	129
	E	66	145		
化 学 工 業	A	64	137	79	95
	B	68	181	70	133
	C	65	165	67	117
	E	67	149		
窯 業 及 土 石 工 業	A	57	128	87	97
	B	53	179	46	118
	C	72	142	63	111
	E	63	155		
紡 織 工 業	A	61	140	79	109
	B	53	214	72	143
	C	67	145	104	156
	E	65	168		
製 材 及 木 製 品 工 業	A	53	119	91	107
	B	50	138	83	155
	C	50	137	78	129
	E	59	133		
食 料 品 工 業	A	55	150	69	113
	B	57	178	77	145
	C	92	167	74	84
	E	74	157		
印 刷 及 製 本 工 業	A	51	145	68	96
	B	52	157	72	90
	C	72	140	84	157
	E	57	151		
そ の 他 工 業	A	49	147	80	105
	B	72	165	68	131
	C	79	162	63	122
	E	66	161		

製造工業における年齢別労働者賃金比較表
(20歳以上30歳未満にたいする比率)

次に年齢別の賃金差を統計的資料をもつて具体的に検討する。細分された年齢区分別のものが無いので、二〇歳未満、二〇歳以上三〇歳未満、三〇歳以上の三段階に年齢を分け、それらの平均賃金によつて比較する。年齢別の平均賃金は、賃金の絶対額よりもそれらの分布の形が問題となるから、以上の三区分別の平均賃金の分析に当つても、何れか一区分の平均賃金に対する他の区分の平均賃金の比率を見ればよい。尚この場合中間段階に位置する二〇歳以上三〇歳未満に対する比率を見れば、二〇歳未満と三〇歳以上に対する直接の関係が分るだけでなく、それが始めて成年者となる年齢の段階に属し且つ通常の労働に対しては一應熟練者となる年齢の段階にも属しているから、それらの観点から問題を観察するのに都合がよいのである。別表によつて以上の点を見ると、戦前における状態は工業男子労働者において、二〇歳未満は五二%、三〇歳以上が一三八%であつて、同様女子労働者は二〇歳未満七六%、三〇歳以上一一二%であつた。女子

労務者の比率が男子労務者のそれに比較して変化が相当小さいのは、賃金が能率給的であることを明らかに示している。之を戦後の昭和二一年四月について見ると以上の諸数値は夫々男子において五八%、一六二%となり、女子において七七%、一・六九%となつている。即ち三〇歳以上において男子女子共顕著な上昇をなし、二〇歳未満においても若干の向上が現われており、反面二〇歳以上三〇歳未満の相対的な低下となつてゐるのである。これは戦後の賃金の一つの特徴をなしており、それが生活給的であるといわれる一つの側面を現わしている。一應熟練者と看做される二〇歳以上三〇歳未満の労務者にたいする、三〇歳以上労務者の賃金の大幅の上昇、之に反して同様労務者の賃金の二〇歳未満未成年労務者のそれへの接近、之等が賃金の生活給的性格を説明している。

以上の如き戦後の特徴はその後更に次の如き変化を示したのである。即ち三〇歳以上の労務者の賃金は昭和二一年四月以降相対的には既に低下を始めたのであるが、之に反して二〇歳未満のそれは昭和二二年一二月までは尚上昇したことである。これは女子労働者と共に年少労働者の地位の向上を示し、多くの労働組合の妥結事項の中に年少者の最低賃金が一應決定されていることに照應しているが、一方戦後の低賃金の限界を示しているものであろう。しかし三〇歳以上の男子労務者の平均賃金は昭和二三年三月において一四六%となり、戦前の一三八%に較べれば尚高いのであるが、実質賃金は戦前に較べて尚相当低いにもかかわらず、賃金の年齢差がこの程度にあることは、戦時を通じての生活の漸次的低下を考慮しないものとすれば驚くべきことであらう。

次に年齢別賃金を産業別に見れば、女子労務者のそれは男子労務者に較べて変化が小さいので、以下の比較はすべて男子労務者の三〇歳以上の二〇歳以上三〇歳未満にたいする比率によつて観察することにすれば、戦前においてガス、電気、水道業が一四七%で最も高く、工業が一三八%、交通業が一三六%で中間に位し、鉱業及土石採取業が一〇五%で最も低い。之はガス、電気、水道業の賃金が定額の生活給的賃金形態であるのに反して、鉱業及土石採取業の賃金が多く能率給的賃金を含んでいることによつてゐる。之は製造工業において以上と同様の比率が低い製材及び木製品工業、窯業及土石工業、化学工業についても大体妥当していることといえよう。このような年齢区分による賃金比率によつて産業の順位を見ると、戦前に較べて戦後昭和二三年三月の順位は全く一致しており、ガス、電気、水道業が一七一%で最も高く、交通業一四七%、工業一四六%で中間に位し、鉱業及土石採取業は一一八%で最も低い。尚商業は一九九%で他産業に較べて格段と高く、商業における労務者の特殊性を示している。しかし製造工業に易する工業については製材及木製品工業が依然として最下位にあり、食料品工業が戦前戦後を通して比較的高いことを除けば、それ以外の工業については以上の比率による産業の順位は維持されていない。しかし戦前と戦後昭和二三年三月とを産業別に以上の比率によつて比較した場合機械器具工業を除けば戦後が高いのであるが、その差は製材及木製品工業が一四%、窯業及土石採取業が二七%、化学工業が一二%であつて、それ以外の工業のそれよりも大きく、戦前において賃金の年齢差の小さかつた之等工業が、戦後の賃金水準の低位のため、戦前の状態に復帰することが他の工業に較べて困難であることを示している。そしてこゝで特に注目すべきことは二〇歳未満の女子労務者の賃金の比率が、戦前と戦後昭和二一年一〇月とを比較すると、製材及木製品工業、窯業及土石工業、化学工業を除いた製造工業に属する各工業においては何れも上昇しているのに反して、之等三つの工業においては何れも低下していることである。戦後のその後の状態は明かでないが、これが持続しているものとすれば、之等三つの工業における先に掲げた事情即ち三〇歳以上男子労務者の賃金の相対的な上昇が、未成年女子労務者の賃金の相対的な低下を不可避にしたものと考えられる。

第六章 低水準にある戦後の賃金

第三節 賃金形態の変化とその推移

一、戦後における賃金形態の特長

戦前のわが国の賃金は大別して定額制と請負制であつたが、その構成は定額部分である日給とその他の部分である加給、手当、賞與から形成されていた、そして名目賃金の大きな変動は主としてその他の部分の増減によつて行われ、定額部分はそれに較べれば変化は遥かに緩慢である。定額部分が一應生活保証的賃金であるのに較べてその他の部分が概して能率給的性格をもつていたので、その他の部分が賃金の中で漸次増大の傾向を示し始めた昭和七年頃より、反対に実質賃金は低下を始めている事実が、戦前のわが国における賃金が能率給的であるといわれる一つの根拠を與えている。勿論定額部分以外のその他の部分が完全に能率給的に決定されたものではなく、その名称の如何にかかわらず生活給的に結局は計算されているという事実も見逃がしてはならないであろう。

このような状態にたいして戦後の特徴は過去の賃金型態の単なる機械的なふくらましによつて賃金の上昇が行われずに、賃金制度自身に大きな変化を與えた点にある。

戦前実質賃金

職 前 実 質 賃 金

昭 和	全 國 工 業 男 子 労 務 者 一 日 平 均 賃 金 (毎 勤)	日 指 数	東 京 小 賣 ・ 物 價 (日 銀)	實 質 賃 金 指 数
1	2.35	100	100	100
2	2.54	108	95	114
3	2.60	111	93	119
4	2.65	113	91	124
5	2.55	108	78	138
6	2.43	103	68	152
7	2.50	106	69	154
8	2.54	108	73	148
9	2.48	105	75	140
10	2.43	103	76	135
11	2.41	102	80	127
12	2.48	105	88	119
13	2.49	106	100	106
14	2.57	109	112	97

(註) 昭和14年に價格統制令施行

賃金総額の中で定額 賃金の占める比率

**賃金総額の中で定額
賃金の占める比率**

昭和年	製造工業	機械器具業	化学工業	紡織工業	食料品工業
7	78	66	79	89	82
11	70	58	78	91	79
14	66	59	74	89	74
23	78	69	87	83	90

(註) 戦前は日銀労働統計による。

昭和23年は労働統計調査局賃金構成調査によつて、賃金体系内給與から奨励給と超過及び特殊勤務手当を除いて作成したものである。

即わちわが国の戦前の賃金は先にも述べた如く加給、手当等が日給以外に存在していて、その具体的な賃金項目及びその計算方法は複雑多岐にわたり、労働者にとっては自己の職務との関係が明瞭でない場合が應々存在しており、この点について戦後の賃金型態は労働組合の強い要求もあつて、賃金の中に生活給的部分或はそのような考え方で計算される部分が判然と導入されたのである。所謂電産型賃金体系はその最も典型的なものであつて、生活給的部分とその他能率給的部分が明瞭に分離しており、賃金はそれらを合算したものとなつている。勿論この賃金型態を採用することが全産業にわたり全面的な傾向であるとはいえないけれども、然らざるものでも、物價給、地域給等明瞭に生活給的賃金が多かれ少なかれ存在しているのである。そして更に生活給的賃金以外の部分についても、過去のそれが個人能率給的色彩の強いものであつたのに反して、生産報奨金等団体能率給的なものが相当存在しているのである。従つてこの場合はこの計算方法も一般に明瞭なものであつて、労働者各人に理解されるものとなつている。そして過去にあつたようなおびただしい賃金項目も非常に減少しているのである。要するに賃金項目の減少、その計算方法の単純化、それらの場合生活給的考慮と能率給的考慮が一應分離して行われていることが戦後の変化の性格を示しているのである。これらは一應賃金制度の民主化を示しているものであつて、この地盤が更に職務給制度の採用の可能性を與えているものといえよう。

以上の点を統計によつて観察すると製造工業及び各産業とも定額賃金部分が昭和七年より戦時中にかけて漸減し昭和一四年にはこれが約一五%低下している。之をその期間における実質賃金の低下を考慮すればその実質的低下は相当大きいといえる。そして戦後の状態は昭和七年当時と一致し、戦前の定額賃金以外の部分と戦後のそれは内容を異にしているが個人能率給的性格は減少しているとはいえ、戦前に較べて実質賃金が極度に低いにもかかわらずこの程度に停つていることは、戦後の賃金体系が生活給的であると一般に称されている程全面的なものではない一つの証拠を示している。しかし化学工業、食料品工業は昭和七年に較べて一〇%高くなつている。

次に賃金の支拂方法について戦後の賃金は一つの特徴をもつている。それは臨時の賃金が相当頻繁に支給されていることである。急上昇する賃金が規定の枠内で支拂うことができず、内佛、追給佛突破賃金等の形式で一時的に支給されているものである。之を昭和二年と二三年について比較すると若干の低下傾向が認められるが、まだ顕著なものではない。賃金の上昇が不可避であるとしてもそれが臨時の給與として支拂われていることは、それに内佛等將來にたいするものが含まれていることから、労働組合による賃金要求等の問題が解決していない状態を示しているものであつて、この点から昭和二三年は前年にたいして安定化しているとは必ずしもいえないのである。之は年間の上昇率がガス、電気、水道業及び交通業について低いにもかかわらず、臨時の給與の比率はかえつて昭和二三年の方が前年に較べて増加していることに

よつて現実に示されている。尚この臨時の給与はそのまま定時給与に移つて行くものではないが、定時給与を加えた総額については、將來の定時給与の一應の高さを規定しているものであつて、この点から臨時給与を観察すると即わち平均して一ヵ月弱で既に定時給与部分となつていのである。従つて臨時給与は給与総額にたいしてその割合自身は小さくないが、現在の賃金の上昇率から観察すれば約一ヵ月間の賃金増加部分に相当しているものだといえる。

次に家族手当について述べると、それは既に相当古くからあり、その支給は戦後の特徴ではないが、昭和一七年賃金統制令による標準額と較べると次の如くなつてい。即わち一ヵ月平均賃金にたいする割合は六・二%から六・九%に激増しており、戦後の生活保証的賃金の一面を現わしている。

臨時の給与の比率

臨時の給与の比率

産 業	昭和 年 平 均	その月限り支給する現金 給與の毎月定額にたいする 現金給與にたいする比率	毎月定つて支給する現金 給與の昭和二三年の昭和 二三年にたいする比率
全 産 業	22	16.6%	100%
	23	15.5	277
工 業	22	13.4	100
	23	13.1	281
ガス、電気 水道 業	22	18.9	100
	23	20.0	262
鉱 業	22	18.0	100
	23	14.2	279
交 通 業	22	27.7	100
	23	28.8	262
商 業	22	22.6	100
	23	24.0	280

(註) 毎月勤労統計による

家族手当

家 族 手 当

昭 和 年 月	工 業 男 子 一 月 平 均 賃 金	家 族 手 当	右 の 比 率
17—11	円 銭 80.30	円 5	% 6.2
23—3	34.98	240	6.9

（註） 昭和17年11月は一月就業日数
23.4日を用いて換算した
昭和23年は労働統計調査局職
務別給與調査によつて平均扶
養家族数 1.5 人で計算した。

第六章 低水準にある戦後の賃金
第三節 賃金形態の変化とその推移
二、現物給與の戦前戦後比較

戦前のわが国における現物給與は所謂寄宿舍制度によつて、興えられていたものが圧倒的であつて、労務者の半数弱を占めていた紡織工業と鉱業の七〇-八〇%の労務者が之に當つていた。これもの産業を除けば現物給與のある労務者は約一〇%程度にすぎない。しかしその型態はやはり居住に関するものが多く被服、給食は之より更に少ないという状態であつた。現物給與は社会の経済的條件や自然的條件或は労働者の種類等によつて異り得るが、要するに労働者にとつて必要な生活手段を無償で現物で支給し、従つてこれを與えられない労務者にはその代償が貨幣で支拂われるような賃金部分であるといえる。この点から考慮した場合先にあげた所謂寄宿舍制度が厳密に現物給與に該当するか否かには問題があろう。そして農村の女子労務者に主として依存していた紡績工業が寄宿舍制度にたいする評價額を加算して見ても相当低いものに反して、現物給與としての住宅或は更にそれに附加して支給されている労務者の賃金が相当高位にあつたことが対照的であつて、後者はむしろ恩惠的給與の結果と考えてよく、わが国における賃金の階級と現物給與の型態の關係を端的に現わしている。

工業労務者の貨幣賃金と現物給與

工業労務者の貨幣賃金と現物給與

現物給與の形態	貨幣賃金	現物給與
住 宅	231 錢	18 錢
〃 光熱	178	14
被 服	151	2
賄	79	13
〃 寄宿舍	64	11
三種以上のもの	59	15

(註) 昭和8年労働統計實地調査報告
「三種以上のもの」の96%は紡
織工業に屬する。

以上の如き現物給與の状態を戦後のそれと較べると次の如き大きな変化が現われ、戦後の賃金の一つの特徴となつている。即わち賃金の決定的部分とまではいかなくても、ある場合には相当な部分を占め、その形態も單に生活手段として使用されるものだけでなく、所謂ヤミ賣のできる自家製品の支給によつて實際上賃金の増額を圖つている傾向が廣く行われたことである。もう一つは既に戦時中から存在し現物給與とは認められないにしろ、加配米等国家による労働者にたいする配給物資の存在である。共に戦時中より慢性的傾向となつている絶對的な低賃金に關連して行われていることであるが、前者については昨年以來の

公定価格のヤミ価格への接近と共にその支給方法は既に限界にきており、後者についても同様の点が指摘されよう。現物給与の絶対額を調査によつて見ることは困難であるが以上の点を統計的に観察すると次の如くなつてゐる。即ち全産業にわたつて昭和二二年以來現物給与は減少の傾向にあり特にガス、電気、水道業、交通業、商業は既に昨年において殆ど無くなつてゐる。そして昭和八年に較べて紡織工業、鉱業は依然として現物給与の割合は高く、各産業についても昨年の割合は既に或る程度昭和八年のそれに近づいてゐるのである。しかしその中でも戦前低位産業に属してゐた紡織工業、製材及木製品工業、鉱業、その他の工業、印刷及製本業、食料品工業が共に昭和二三年六月において戦前の現物給与の割合と殆ど一致した状態までできているのに反して、以上以外の比較的高位産業に属してゐたもので特に現在賃金について頭打ちしてゐる金属工業、機械器具工業や、化学工業、窯業及土石工業の現物給与の割合が戦前と較べてまだ二-三倍にあることは、一方では産業間賃金差の平準化への一般的傾向があるにもかかわらず、他方では又それとは逆の傾向もあつて、これが貨幣賃金の現物給与の形で現われていると考えられよう。

給与総額にたいする現物給与の割合

給与総額にたいする現物給与の割合

昭和	8	22	23
全産業		% 4.0	% 3.0
工業	4.4	3.6	2.4
〃(紡織工業を除く)	1.0		
鉱業	4.9	6.6	5.6
ガス、電気、水道業	2.0	0.8	0.4
交通業		1.2	0.5
商業		2.0	0.5

(註) 昭和8年は労働統計實地調査報告より作成、昭和22、23年は毎月勤労統計による、之を年平均したものである。

製造工業における給与総額にたいする現物給与の割合

**製造工業における給與總額にたいする
現物給與の割合**

昭 和	8	22—6月	23—6月
	%	%	%
工 業	4.6	3.5	2.3
（紡織工業を除く）	1.0		
金 属 工 業	0.9	3.4	1.9
機 械 器 具 工 業	0.5*	2.2	1.3
化 学 工 業	0.7	3.7	2.6
窯 業 及 土 石 工 業	1.4	2.1	2.1
紡 織 工 業	7.7	14.6	7.7
製 材 及 木 製 品 工 業	2.5*	15.8	1.2
食 料 品 工 業	2.1	3.2	2.4
印 刷 及 製 本 業	1.2*	0.7	0.6
そ の 他 の 工 業	0.8*	4.6	1.1

（註） 前表と同じ、* は産業分類と完全に一致していない